



慶應義塾大学ビジネス・スクール

電通

—働き方改革—

1 高橋まつりさん自死事件

10

2015年12月25日、大手広告代理店・電通の女性新入社員、高橋まつりさん（当時24歳）が自死された^[1]。2016年9月30日になって、三田労働基準監督署は、高橋さんの自死を「過労死」とみて、労働災害に認定した。

高橋さんは、東京大学卒業直後の2015年4月に電通に入社し、インターネット広告を担当する部署に配属された。本配属となった10月以降に業務量が激増し、11月には鬱病を発症したとみられる。12月25日に東京都内の社宅から投げ自殺した。

遺族側の弁護士によると、高橋さんが自己申告していた労働時間は2015年10月で69.9時間、11月は69.5時間、12月も69.8時間と、サブローク協定の限度である月70時間の範囲にギリギリ納まっていた^[2]。ここで、サブローク協定というのは、労働基準法36条にもとづき、労使で定めた労働時間の延長についての協定である。（労働基準法36条1項は後掲した。）

20

しかし、実際には、サブローク協定の上限を超えた残業が強制されていた。ビルの入退館記録から集計した残業時間は10月9日から11月7日で105時間と認定されている。休日出勤も多数あった。自殺直前の12月は1日から18日までの残業時間が87時間を超えていた。

高橋さんは、業務量が激増した10月以降、インターネット短文投稿サイトのTwitterで、そのときどきの心情をツイートして（つぶやいて）いた。その一部を表1に記載している。

25

クリスマスの早朝、高橋さんは「仕事も人生も、とてもつらい。今までありがとう」と静岡県の母・幸美

[1] 「電通社員の自殺は労災、残業急増の新人女性認定」、『日本経済新聞』、2016年10月8日朝刊、38ページ。

[2] 田邊佳介・野村明弘、「電通社員の過労自殺 突き付けた重い課題 女性新入社員が過労で自殺。一企業の問題では済まされない。」、『週刊東洋経済』、2016年11月5日号、16-17ページ。

このケースは、慶應義塾大学ビジネス・スクール教授 太田康広がクラス討議の資料として作成した。

本ケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールが出版するものであり、複製等についての問い合わせ先は慶應義塾大学ビジネス・スクール（〒223-8526 神奈川県横浜市港北区日吉4丁目1番1号、電話045-564-2444、e-mail:case@kbs.keio.ac.jp）。また、注文は<http://www.kbs.keio.ac.jp/>へ。慶應義塾大学ビジネス・スクールの許可を得ずに、いかなる部分の複製、検索システムへの取り込み、スプレッドシートでの利用、またいかなる方法（電子的、機械的、写真複写、録音・録画、その他種類を問わない）による伝送も、これを禁ずる。

30

Copyright © 太田康広 (2017年6月11日作成)